

大市民第 7001 号
平成 25 年 4 月 10 日

特定非営利活動法人大阪マスターズ陸上競技連盟
設立代表者 熊木 利 隆 様

市民局市民部市民活動担当課長
篠原 毅

特定非営利活動法人の認証について（通知）

平成 24 年 12 月 19 日付けの申請は、別添のとおり認証されました。
つきましては、下記の事項にご留意ください。

記

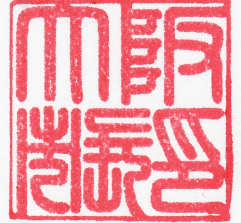
- 1 設立の登記を、主たる事務所の所在地を管轄する登記所において、認証書の到達した日から 2 週間以内に行ってください。
その他の事務所を有する法人は、主たる事務所の所在地における設立の登記後、2 週間以内にその他の事務所の所在地を管轄する登記所においても、登記を行ってください。
※特定非営利活動法人の成立は、特定非営利活動促進法（以下「法」という。）第 13 条第 1 項の規定により、主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによって成立します。
所轄庁の設立の認証のみでは、法人は成立していません。
- 2 認証については、法の規定に適合していることを認めるものであり、定款に記載されている事業の実施については、別の官公庁の許可（認可）等を有する場合があります。
- 3 設立の登記をしたときは、法第 13 条第 2 項の規定により、遅滞なく、登記事項証明書を添えて所轄庁（大阪市長）あて届出を行うとともに、法第 29 条第 2 項の規定により、閲覧に供する書類を提出してください。
- 4 法第 14 条の規定により、成立の時に財産目録を作成し、常に事務所へ備え置いてください。
- 5 法第 28 条の規定により、毎事業年度初めの 3 か月以内に、前事業年度の事業報告書、計算書類及び財産目録並びに年間役員名簿並びに前事業年度の末日における社員のうち 10 人以上の者の氏名及び、住所・居所を記載した書面を翌々事業年度の末日までの間、全ての事務所に備え置いてください。
- 6 法人の運営及び事業の実施にあたっては、法令等の規定を遵守し、適正な執行に努めてください。

大阪市指令市民第 1001 号

平成 25 年 4 月 10 日

熊木 利隆 様

大阪市長 橋下 徹



設立認証書について

平成 24 年 12 月 19 日付けで申請のあった特定非営利活動法人大阪マスターズ陸上競技連盟の設立を、特定非営利活動促進法(平成 10 年法律第 7 号)第 12 条第 1 項の規定により認証します。